平成２２年（フ）第１０９号
新潟市西区寺尾上４丁目５番25号
債務者　熊倉　惠子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１５号
新潟市北区太子堂91番地
債務者　倉島　芳幸
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９３号
静岡県三島市徳倉３丁目12番12号、前住所さいたま市南区文蔵５丁目31番13号
債務者　岩田　久美（旧姓田子）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５４４号
大阪府茨木市双葉町14―９　ベルドミール双葉301号室、住民票上の住所大阪府茨木市本町６番７号
債務者　門田　秀夫
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０００号
大阪市平野区西脇３丁目１番８号　カーサ平野201、前住所兵庫県姫路市東夢前台２丁目６番地66
債務者　岡本ちか子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１０２号
大阪市都島区内代町２丁目８番14号　山村ハイツ２号館103号
債務者　齊藤　雅明
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１９１号
大阪市北区西天満３丁目４番28号　トータス西天満803号室
債務者　片山　正賢
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１９３号
大阪市住吉区苅田９丁目10番１―208号
債務者　高下　三和
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２１０号
大阪府大東市北条１丁目18番23号
債務者　鹿上　貴人
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２２１号
大阪市都島区都島本通２丁目８番20号
債務者　藤川建設こと　藤川　達也
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３０４号
大阪市住吉区南住吉２丁目８番13―302号
債務者　酒井佐知子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３０５号
大阪市鶴見区諸口２丁目10番３号
債務者　浅田　智美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３８３号
大阪市此花区伝法６丁目３番２―804号
債務者　白久　裕正
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３９４号
大阪市平野区喜連１丁目５番14号
債務者　田中　清康
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４９２号
大阪市住之江区御崎１丁目９番17号
債務者　山中東皿郎
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６２７号
大阪府吹田市清和園町18番17号
債務者　矢野給通こと　矢野　　保
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８２２号
大阪市西区千代崎１丁目17番８号　富岡ビル202
債務者　松木　史朗
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部